

(再評価)

資料 2 - 7 - ②

平成 29 年 度 第 3 回
関 東 地 方 整 備 局
事 業 評 価 監 視 委 員 会

利根川水系 直轄砂防事業 (渡良瀬川)

平成29年11月27日

国土交通省 関東地方整備局

砂防事業

平成26年度

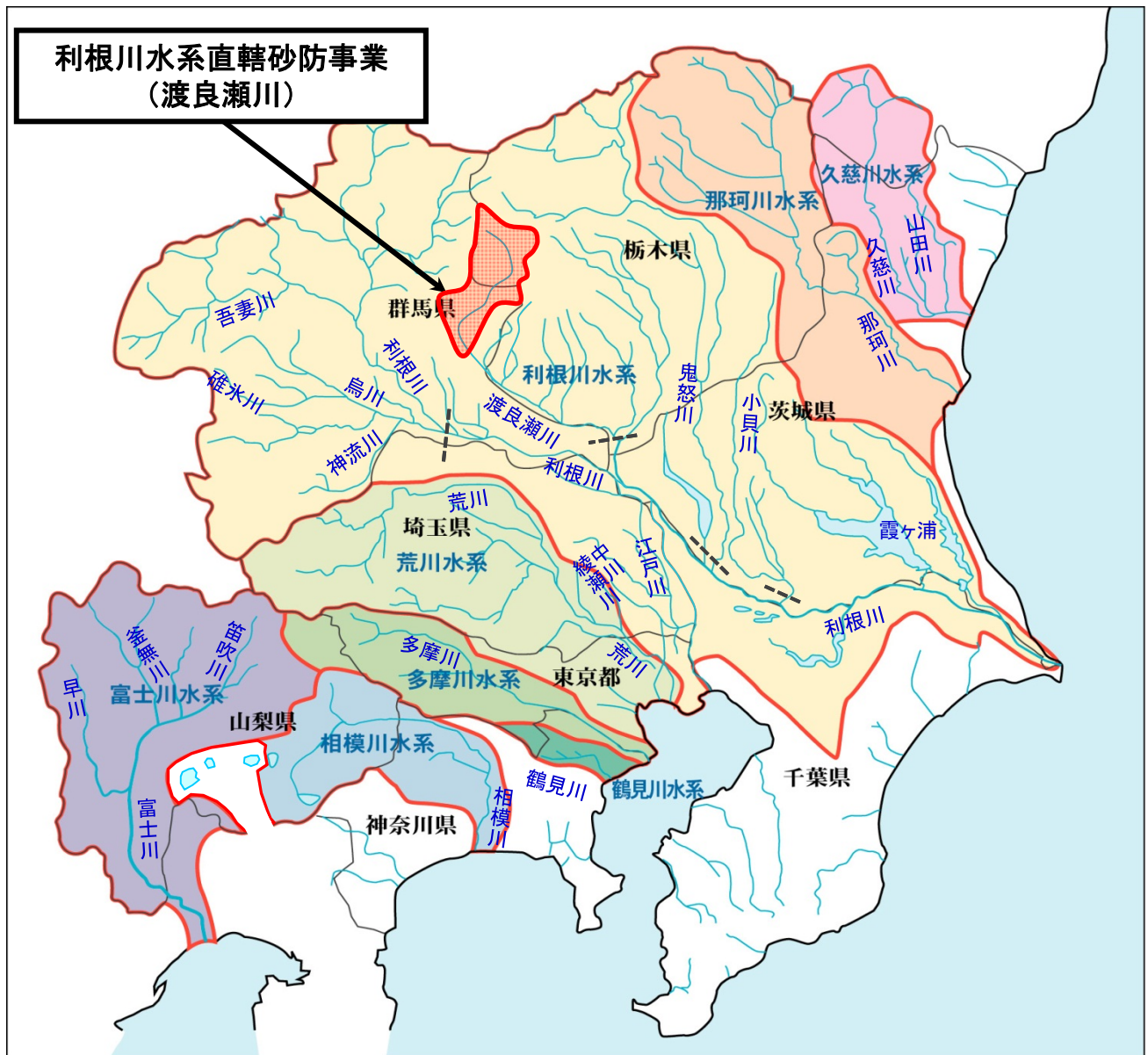
<再評価>

再評価

前回評価
平成26年11月時点

事業名 (箇所名)	利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)			担当課	水管理・国土保全局 砂防部保全課		事業 主体	関東地方整備局		
担当課長名		栗原 淳一								
実施箇所	栃木県日光市・群馬県みどり市・桐生市									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	直轄砂防区域面積:約505km ² 、主要施設:砂防堰堤・渓流保全工・山腹保全工									
事業期間	平成24年度～平成53年度									
総事業費 (億円)	約472		残事業費(億円)		約424					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・本流域は集落のほか、豊かな自然や温泉などの観光資源が沿川に点在し、流域内を繋ぐ鉄道や国道等の重要な交通路も渡良瀬川沿いに整備されている。また、下流には多数の人口と産業が集中している岡毛地区の主要都市が位置しており、土砂災害や洪水氾濫等により大きな被害を受けたり、交通網が寸断された場合、地域の生活や経済に与える影響は極めて大きい。 ・上流域では足尾銅山の煙害や山火事などにより荒廃裸地化が進み、土砂生産が著しく恒常的な土砂流出による土砂災害が頻発。また、赤城山東斜面は火山噴出物で覆われた脆い地質で土砂流出が活発。特に昭和22年のカスリーン台風により各所で山腹崩壊と土石流が多発し、大量の土砂流出で流域では未曾有の大被害が生じた。 <達成すべき目標> 砂防事業の実施により土砂流出を調節抑制することで、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るとともに国土を保全する。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減。 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。									
便益の主な根拠	想定氾濫面積:1,373.8km ² 世帯数:65,932世帯 主要交通機関:国道50号、国道122号、国道293号、国道354号、JR両毛線、東武伊勢崎線、東武日光線、東武佐野線、わたらせ渓谷鐵道、東北自動車道 等									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成26年度							
残事業の投資効率	B:総便益(億円)	686	C:総費用(億円)		308	B/C	2.2	B-C	378	
	EIRR(%)								9.6	
感度分析	B:総便益(億円)	626	C:総費用(億円)		258	B/C	2.4			
事業の効果等	残事業費(+10%～-10%)		2.2	～	2.7	2.1	～	2.4		
	残工期(+10%～-10%)		2.4	～	2.4	2.2	～	2.2		
	資産(-10%～+10%)		2.2	～	2.6	2.0	～	2.4		
社会経済情勢等の変化	<当面10年間程度の事業効果> 土砂の主な生産源となる足尾地区と赤城山等の洪水・土砂氾濫防止対策を推進することにより、流域全体の安全度を向上させ、また流域内の災害時要援護者関連施設を保全。 <今後30年間の事業効果> 土砂の主な生産源となる足尾地区と赤城山等の洪水・土砂氾濫防止対策を推進することにより、流域全体の安全度を向上させるとともに、流域内の避難所及び避難路等の重要交通網を保全。									
	・流域内には、わたらせ渓谷鐵道や日光と結ぶ国道122号等の重要交通網が渡良瀬川沿いに整備されている。 ・流域には集落のほか、豊かな自然や温泉などの観光資源が沿川に点在している。 ・下流には多数の人口と産業が集中している岡毛地区の主要都市が位置している。									
事業の進捗状況	整備を要する目標土砂量28,224千m ³ のうち、12,482千m ³ が整備済。(平成26年度末現在)									
事業の進捗の見込み	・積雪寒冷地、アクセス経路の制限、脆弱な火山地質など、きわめて厳しい制約条件下であるが、着実に砂防事業を実施している。 ・地域の要望は大きく、今後とも着実な事業の進捗が望まれている。 ・土砂生産源に対する土砂流出対策と災害時要援護者関連施設、避難所施設等の重要施設の保全対策を重点的に実施するなど、計画的に事業を推進。									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	・新技術の採用や現地発生材の利用等により工事におけるコスト縮減を図っている。 ・砂防堰堤などのハード対策に加え、危機管理防災訓練や防災教育等により警戒避難体制の支援を行うソフト対策の推進を図っている。 ・代替案として、人家等の移転も考えられるが、流域内の居住者を全て移転させることは現実的ではない。 ・埼玉県									
対応方針	継続									
対応方針理由	事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト縮減などの観点により総合的判断									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・対応方針(原案)のとおり了承。 <都道府県の意見・反映内容> ・栃木県 県民の安全・安心を支える直轄砂防事業の推進については、大いに期待しているところであり、今後とも継続していただけるようお願いします。特に、災害時要援護者関連施設等の保全については、本県においても重点施策としており、事業効果の早期発現に努められるとともに、コスト縮減施策にも積極的に取り組み、効率的、効果的な事業の執行をお願いします。 ・群馬県 本事業流域は、過去に多くの土砂災害が発生していることから、引き続き事業の継続をお願いします。特に、災害時要援護者関連施設、及び避難所の保全対策については、事業効果の早期発現を図られたい。 また、各年度の事業実施にあたっては、引き続き本県と十分な調整をするとともに、コスト縮減を徹底し、整備計画の進捗を図られたい。 ・埼玉県 昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた。埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題です。利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)は、堰堤等を整備し、渡良瀬川上流部の土砂の流出・土砂氾濫等を防止する事業であり、渡良瀬川下流に位置する本県にとって必要な事業と考えます。 なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト縮減に十分留意し、効率的・効果的な整備をお願いします。									

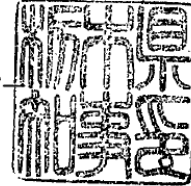
事業位置図



技 管 第 248 号
平成 29 年 11 月 17 日

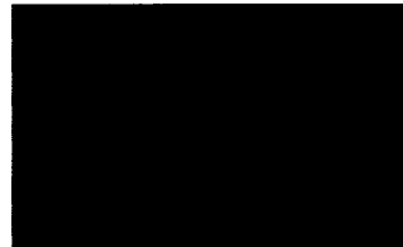
国土交通省 関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る
意見照会について (回答)

平成 29 年 11 月 8 日付け国関整企画第 135 号で照会がありましたことについて、
別紙のとおり、回答いたします。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	栃木県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	利根川・江戸川は、本県を流下していないが、小山市をはじめ、県南部の一部が利根川の洪水浸水想定区域に含まれており、関係市町の安全・安心を確保する上で、さらなる河川事業の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。 また、整備計画に記載のある本県を流下する思川や巴波川の堤防整備、思川開発事業についても治水安全度の向上等の観点から早急にダム本体工事に着手していただくようお願いする。
利根川総合水系環境整備事業(鬼怒川環境整備)	継続	本県中央部から南部を流れる鬼怒川は、県都宇都宮市をはじめ沿川市街地にとって貴重な水辺空間となっている。 これまで実施していた鬼怒川の自然環境整備が完了し、モニタリング調査結果、自然の再生が確認されている。 引き続き、良好な自然環境が図られるよう適切な維持管理をお願いする。
利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)	継続	直轄砂防事業(渡良瀬川流域)は、県民の安全安心を確保する上で必要な事業であり、引き続き継続するようお願いする。 特に要配慮者利用施設等の保全については、本県においても重点施策としており、事業効果の早期発現に努められるとともに、コスト削減施策にも積極的に取り組み、効率的、効果的な事業の執行をお願いする。

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	栃木県知事の意見
一般国道4号 矢板拡幅	継続	一般国道4号は、本県の発展を支える重要な広域幹線道路であり、これまでも機能強化や渋滞対策を要望してきた。 つきましては、矢板拡幅の早期完成に向け事業を継続していただくようお願いする。 なお、事業の推進にあたっては、引き続きコスト削減に努めていただくようお願いする。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

建企 第16-3号
平成29年11月16日

国土交通省
関東地方整備局長 様

群馬県知事 大澤 正明
(県土整備部建設企画課)



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成29年11月8日付け国関整企画第135号で照会のあった標記について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

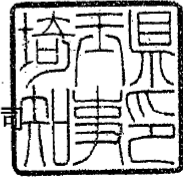
事業名	「対応方針(原案)」 案※	群馬県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	利根川及び烏川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、事業継続を希望する。 なお、利根川については、左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、堤防整備等を早期に進めていただきたい。また、烏川についても、堤防整備等を着実に進めていただくとともに、烏川調節池の整備では、地元への十分な説明や意見調整を行いながら、事業を進めていただきたい。
利根川・江戸川直轄河川改修事業(稲戸井調節池)	継続	利根川及びその支川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、事業継続を希望する。
利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)	継続	土砂・洪水氾濫対策は、土砂生産が活発で、土砂流出による氾濫の影響が大きい箇所より順次事業を実施しており、引き続き事業の継続をお願いする。土石流対策は、要配慮者利用施設のある箇所だけでなく、避難所関連施設がある箇所も早期完成を図られたい。 また、事業実施にあたっては、引き続き本県と十分な調整をするとともに、さらなるコスト縮減に取り組み、事業の進捗を図られたい。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

河 砂 第 4 1 9 号
平成29年11月17日

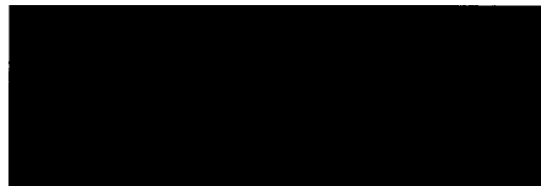
国土交通省
関東地方整備局長 様

埼玉県知事 上田 清司



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

平成29年11月8日付け国関整企画第135号の意見照会について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	埼玉県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川・江戸川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題です。 首都圏氾濫区域堤防強化対策は利根川・江戸川の堤防の安全性の向上に寄与するため、本県にとって必要な事業と考えていますので、必要な事業費を確保し、着実に整備を進めていただくようお願いいたします。 なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト縮減に十分留意し、効率的効果的な整備をお願いします。
利根川・江戸川直轄河川改修事業(稲戸井調節池)	継続	昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川・江戸川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で、大変重要な課題です。 稲戸井調節池は利根川・江戸川の堤防の安全性の向上に寄与するため、本県にとって必要な事業と考えています。 なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト縮減に十分留意し、効率的・効果的な整備をお願いします。
利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)	継続	昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題です。 利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)は、渡良瀬川下流に位置する本県にとって必要な事業と考えます。 なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト縮減に十分留意し、効率的・効果的な整備をお願いします。

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。